

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成29年11月22日 午前9時30分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	築 瀬 正 洋
-----	---------

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第27号議案 豊川市民俗資料館条例の廃止について
- 第3 第28号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第4 その他報告 平成30年度教育委員会予算見積書について（非公開）
- 第5 その他報告 豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例の制定について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録

署名委員は、教育長において、渡辺・菅沼 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第27号議案「豊川市民俗資料館条例の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

「前田生涯学習課長」 事務局から説明させていただきます。本条例廃止につきましては、豊川市が保有する民俗資料の保管及び展示の方法を見直し、文化財関連施設の効率的な運用を図るため、豊川市民俗資料館を条例に定める展示公開施設の位置付けから廃止するというものでございます。

現在、豊川市八幡町の区画整理事業地内の公園用地に発掘調査ためのプレハブ事務所がございしますが、区画整理事業の進捗に伴い事務所の移転が必要となっておりまして、現在の豊川市民俗資料館へ機能移転を行うものでございます。豊川市民俗資料館は民俗資料の保管機能の一部を残しながら、埋蔵文化財を中心とした文化財の整理作業の場としての機能を持たせた文化財センターとするものでございます。この資料館について、一宮町時代は歴史民俗資料館でございましたが、豊川市との合併以降は民俗資料の展示活用に特化した民俗資料館として活動を行ってまいりました。現在は常設展、企画展を行っておりまして、そのうちの企画展機能につきましては桜ヶ丘ミュージアムと連携して資料の公開活用を行ってまいります。直近では、12月16日から桜ヶ丘ミュージアムにて「幻の国府土人形展」を実施いたします。土日については開館しない施設となり、常設展示機能はなくなってしまうますが、収蔵庫や2階の展示室は当面は残す予定でございます。冬場を中心に小学校3年生の社会科見学にも活用されておりますので、2階の展示室を使って受入を行う予定でございます。来年の秋には発掘の事務所を撤去し、文化財関連施設の効率的な運用を目的として機能集約を図るものでございます。12月市議会でこの条例案が可決されましたら、平成30年3月末を以って豊川市民俗資料館は廃止となり、その建物を転用して、秋には文化財センターを設置する見込みでございます。説明は以上でございます。

「高本教育長」 発掘調査の事務所移転に伴って、豊川市民族資料館の機能を変えていくための条例廃止であると説明をいただきました。このことについて何かご質問やご意見がございましたら発言をお願いいたします。ありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第2、第27号議案「豊川市民俗資料館条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第28号議案、及び日程第4、その他報告でございしますが、第28号議案「教職員の任用について」は職員の人事に関する案件のため非公開とし、また、その他報告「平成30年度教育委員会予算見積書について」は今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため審議を非公開として、会

議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第28号議案及びその他報告「平成30年度教育委員会予算見積書について」は議事を非公開といたします。それでは、まず、日程第3、第28号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 日程第3、第28号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして非公開で行います。日程第4、その他報告「平成30年度教育委員会予算見積書について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「関原教育部長」 日程第4、その他報告「平成30年度教育委員会予算見積書について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして、日程第5、その他報告「豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例の制定について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 16、17ページをご覧ください。豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例の制定についてご説明いたします。これまで仮称としてきた平和公園につきまして都市計画法第2条の2の規定に基づいた公告により豊川市の都市公園の一つに加え、さらに同法第18条の規定に基づき公園施設の管理について必要な事項を定めるため、今回、報告させていただく条例を豊川市が制定するものでございます。なお、本条例においては公園の管理運営に関することについて、市長の権限に属するものとされていますが、この条例の施行と同時に、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正を行い、教育部長に補助執行させる事務に加えることを予定しております。それにより、都市公園に位置付けながら、公園施設の管理と平和学習等の生涯学習的用途として、教育委員会事務局が一体的に管理運営を行うというものでございます。今後、補助執行に関する規則改正についても教育委員会にお諮りする見込みでございます。

公園の名称につきましては、豊川海軍工廠の残存遺構を保存活用した公園である事や、呼び方を省略した時に慣れ親しんだ名前である平和公園となることを考慮し、「豊

川市豊川海軍工廠平和公園」としたものでございます。また、豊川の文言が重複しておりますが、頭の豊川市は豊川市の施設であるという意味合いで条例上付けるものであり、パンフレットなどに使用する場合は「豊川海軍工廠平和公園」という名称を掲載していく予定でございます。

第2条において、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを後世に伝えるとともに、市民の平和に関する意識の醸成を図るため、として豊川市平和交流館を設置いたしまして、この平和交流館において残存遺構等の説明、戦争体験の語り継ぎ、平和学習の支援に関する事業等を行なうものと規定してございます。

また、安全管理のため、第3条及び第4条において、公園の利用時間を日中に限り、休業日を近隣の赤塚山公園や三河国分尼寺跡史跡公園と並び、火曜日と規定しております。

第7条に利用の禁止等といたしまして、営利を目的とする事業のための利用や管理上支障のある利用を禁止しておりますが、これは、この公園が戦争遺跡として豊川海軍工廠残存遺構を保存活用したものであるという普通の都市公園とは異なる性格を有しており、さらに、周辺が昭和20年8月7日の大空襲により多くの犠牲者を出した場所である事も考慮して定めるものでございます。利用の禁止等につきましては内規を定めることにより一部制限を設け、適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

豊川海軍工廠平和公園の開園はこの条例の施行日である平成30年6月9日の土曜日と設定しております。平和学習の拠点といたしまして、幅広い活用を行って行きたいと考え、本条例案を12月市議会に上程するものでございます。条例に関する説明は以上でございます。

「高本教育長」 来年度の開園に向けて条例を制定するというところでございますが、ご質問などございましたらご発言ください。

「林委員」 公園施設の休業日である火曜日や年末年始は公園の中に入る事はできるのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 この平和公園の管理を考えるうえで、残存遺構などへのいたずら防止が課題の一つであるにとらえております。夜間に人が入ることが出来る状態にしていると、管理できない時間帯ができてしまうため、平和公園については、夜間は入り口を施錠して管理をする予定でございます。そのため休業日についても公園全体を利用できないものとする予定でございます。公園全体を使えないものとしてしまいますが、休業日は火曜日と年末年始に限定して運用を図り、また、火曜日の休業日については、その日が国民の祝日に当たる場合についても休日の振替は行わないものとしてございます。

「林委員」 豊川市を代表するような施設になると思いますので、休業日についての周知は大変重要な問題であると思います。市外から来ていただく方なども対象として、休業日をどのように周知していくのか伺いたい。

「前田生涯学習課長」 やはり、市外の方などに知っていただく最も有効な手段としてはホームページでの周知となってまいります。もちろんパンフレットへも掲載しますので、他の施設を見に来て、手に取っていただいた方には知っていただけるのではないかと考えております。

「菅沼委員」 休日には施錠されてしまうということもありますので、周知の方法についてもさらに検討いただきたい。

「高本教育長」 開園の式典などは計画されていますか。

「関原教育部長」 今後、検討してまいります。

「高本教育長」 他にご意見やご質問がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。それでは、日程第5、その他報告「豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例の制定について」の報告を終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午前10時50分 閉会)